

西宮市草刈機・草刈鎌貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あき地の環境を守る条例施行規則(昭和48年西宮市規則第35号。以下「規則」という。)第4条に規定する草刈り器具の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出器具)

第2条 規則に規定する草刈り器具は、草刈機及び草刈鎌(以下「草刈機等」という。)とする。

(貸出対象)

第3条 草刈機等の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 市内に所在するあき地の所有者
 - (2) 市内に所在するあき地の管理者
 - (3) 市内に所在するあき地の使用者
- (申込み等)

第4条 草刈機等の貸出しを受けようとする者は、草刈機等借用申込書(以下「申込書」という。)を次に掲げるいずれかの課又は支所に、開庁時間内に提出しなければならない。

- (1) 環境衛生課
- (2) 塩瀬支所
- (3) 山口支所

2 草刈機等の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた草刈機等を第6条の使用期間内の開庁時間に、前項各号の課又は支所のうち貸出しを受けたところに返却しなければならない。

第5条 草刈機等貸出料については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年西宮市条例第3号)第7条の規定により無償とする。

2 草刈機に必要な燃料は、貸出しを受けた者が負担しなければならない。

(使用期間)

第6条 使用期間は、申込書提出日から15日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、必要最小限の範囲で使用期間を延長することができる。

(弁償)

第7条 草刈機等の貸出しを受けた者は、故意又は過失により、草刈機等を破損し、又は滅失したときは、弁償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は産業環境局長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。